

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第48号

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例（昭和45年瀬戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (指定工事店の指定)<br>第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。<br><u>(1) 責任技術者を選任していること。ただし、同一事業者の愛知県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u><br>(2)から(4)まで <省略><br>2 <省略> | (指定工事店の指定)<br>第6条の2 指定工事店は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。<br>(1) 責任技術者が <u>1名以上専属していること。</u><br>(2)から(4)まで <省略><br>2 <省略> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市下水道条例に基づいて提出された責任技術者名簿及び専属責任技術者名簿に記載のある責任技術者は、改正後の瀬戸市下水道条例第6条の2第1項第1号に基づき選任してい

る責任技術者とみなす。